

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1   | 1号機 | 海水熱交換器建屋タービン建屋間ケーブルトレンチにおいて、耐震ジョイント(継ぎ目)に破れが認められたため、当該ジョイント部を点検・修理。                           | GIII |    |
| 2   | 2号機 | 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプ出口フィルター点検において、フィルターエンドカバーボルト1本に折損が認められたため、当該ボルトを交換。                 | GIII |    |
| 3   | 3号機 | 所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3Cにおいて、天井より配電盤上部への水の漏えい(汚染なし)が認められたため、当該原因を調査・修理。<br>なお、配電盤上部を養生実施。配電盤に異常なし。 | GIII |    |
| 4   | 3号機 | 換気空調系中央制御室加湿器(B)加湿弁駆動部において、弁駆動用制御空気の漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。                                   | GIII |    |
| 5   | 4号機 | OFケーブル洞道排水ポンプ(B)において、汲み上げ不良(ポンプ運転表示灯「運転」状態で排水されず)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。                        | GIII |    |